

職業安定行政の役割

求職者支援制度の創設

3人に1人が非正規労働者になり、長期失業者も増加する現状において、雇用保険を受給できない方々が生活保護に至ることのないようにするためには、セーフティネットの強化が重要です。このため、無料の職業訓練と訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付を行い、早期の就職の実現を図る「求職者支援制度」を新設しました。平成23年10月の施行に向けて準備しています。

(職業安定局派遣・有期労働対策部企画課)

雇用維持支援

厚生労働省では、企業の雇用維持努力を最大限に支援し、労働者の雇用の安定と失業の予防に取り組んでいます。そのため、生産量や売上高が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中でも、休業等を行うことにより雇用の維持に取り組む事業主の方を支援するため、「雇用調整助成金」及び、「中小企業緊急雇用安定助成金」により、休業手当等の一部を助成しています。

更に、東日本大震災の影響を受けた事業主の方を支援するため、様々な特例を設け、雇用の維持に全力で取り組んでいます。

(職業安定局雇用開発課)

雇用創出基金の活用

依然として厳しい雇用情勢に対応するために、都道府県や市町村が創意工夫し、地域の特性やニーズに応じた雇用機会を創出できるよう、厚生労働省からの交付金により、各都道府県に基金を造成しています。平成20年度から事業を実施し、総額1兆500億円の基金をもとに、これまでに約45.4万人の雇用が創出されています(平成22年12月末現在)。

また、この度の東日本大震災により仕事を失われた方々の雇用の場を早急に確保するためにも、この基金事業が積極的に活用されています。

(職業安定局雇用開発課地域雇用対策室)

雇用保険の機能強化

雇用保険は、労働者が解雇等により所得を失った場合に一定の生活保障を行うものであり、雇用のセーフティネットとして重要な役割を担っています。常に変化していく経済・雇用情勢に対応するため、雇用保険の制度改正は頻繁に求められます。近年は、リーマンショックによる雇用情勢の悪化への対応として雇用保険の給付の拡充(平成21年)や、非正規労働者に対する適用範囲の拡大(平成22年)を行うことで、セーフティネット機能の強化に取り組んでいます。

(職業安定局雇用保険課)

労働者派遣事業の適正な実施にむけて

労働者派遣事業は、昭和61年に労働者派遣法が施行されて以来、数度の改正を経ながら、労働力のマッチングシステムとして機能してきました。

しかしながら、近年では、「偽装請負」等の違法行為や、不適正な派遣が問題となっています。

このため、厚生労働省では、労働者派遣制度の適正な運用に向けた取り組みとして、平成22年に「専門26業務派遣適正化プラン」を策定し、都道府県労働局を通じて指導・監督を行うとともに、国会に改正労働者派遣法案を提出するなど、派遣労働者の雇用の安定と保護のために全力で取り組んでいます。

(職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課)